

目 次

第 1 号 (4月23日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	3
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて (南越前町税条例等の一部改正)	
	日程第4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて (原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部 改正)	
	日程第5 議案第47号 工事請負契約の締結について	
	日程第6 議案第48号 工事請負契約の締結について	
	日程第7 議案第49号 財産の取得について	
8	閉会	8

令和3年4月南越前町議会会議録

招集の告示 令和3年 4月20日 南越前町告示第75号
招集の期日 令和3年 4月23日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 4月23日（金）

出席議員（敬称略） 14名

1番 高橋 宏 介	2番 山本 徹 郎	3番 大浦 和 博
4番 城野 庄 一	5番 熊谷 良 彦	6番 喜村喜代治
7番 平泉 初 男	8番 加藤 伊 平	9番 井上 利 治
10番 生駒 一 義	11番 秋田 重 敏	12番 平谷 弘 子
13番 山本 優	14番 丸岡 武 司	

欠席議員（敬称略） なし

会議録署名議員 1番 高橋 宏 介 14番 丸岡 武 司

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（敬称略）

町 長	岩倉 光 弘		
副 町 長	北野 徹		
総務課長	関根 将 人	観光まちづくり課長	初 一 剛
町民税務課長	野村 和 子	保健福祉課長	山 岸 健
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	中 村 勝 典

（教育委員会）

教 育 長	上 田 康 彦	事 務 局 長	坂 井 浩 伸
-------	---------	---------	---------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	中 村 幸 彦	書 記	關 敏 宏
--------	---------	-----	-------

議事日程（別紙のとおり）

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
(南越前町税条例等の一部改正)

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例
の一部改正)

議案第47号 工事請負契約の締結について

議案第48号 工事請負契約の締結について

議案第49号 財産の取得について

開 会

〔開会 午後3時00分〕

○議長（秋田重敏君）ただいまより、令和3年4月南越前町議会臨時会を開会いたします。本日の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午後3時01分〕

会議録署名議員の指名

○議長（秋田重敏君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番 高橋 宏介君、14番 丸岡 武司君を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（秋田重敏君）日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日のみの1日間としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（秋田重敏君）異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

議 案 の 上 程

○議長（秋田重敏君）次に、日程第3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例等の一部改正）及び日程第4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正）並びに日程第5 議案第47号 工事請負契約の締結についてから日程第7 議案第49号 財産の取得についてまでの5議案を一括して、上程いたします。

提案理由の説明

○議長（秋田重敏君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和3年4月臨時議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、本臨時議会に提案をいたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、専決処分の承認を求めるものが2件、工事請負契約の締結に関するものが2件、財産の取得に関するものが1件の合計5件であります。

最初に、議案第45号から議案第46号までの専決処分の承認を求めることについてであります。これらはいずれも事務上急を要し、議会を招集する時間的余裕がないものと認め、去る令和3年3月31日に専決処分をもって決定いたしましたものであります。

その内容につきましては、最初に、議案第45号 南越前町税条例等の一部改正について専決処分の承認を求めることについてであります。これは、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、南越前町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

次に、議案第46号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について専決処分の承認を求めることについてであります。これは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税の期限を延長する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

以上、専決処分の承認を求める議案2件につきまして、ご説明を申し上げます。

次に、議案第47号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、

南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたしますものであります。

工事の内容は、南条S A周辺地域振興施設公園改修工事その2で、契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,387万8千円で、坂川建設株式会社 南条本店 本店長 辻本 忠夫と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

引き続き、議案第48号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたしますものであります。

工事の内容は、南条S A周辺地域振興施設駐車場等整備工事で、契約の方法は制限付き一般競争入札（事後審査型）、契約金額は、1億2,011万3,400円で、坂川建設株式会社 南条本店 本店長 辻本 忠夫と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

最後に、議案第49号 財産の取得についてご説明申し上げます。

この財産の取得につきましては、予定価格が700万円以上で面積5,000平方メートル以上の土地の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたしますものであります。

取得する土地は鯖波11字28番ほか10筆で、取得面積の合計は25,938平方メートルです。契約の相手方は福井県南条郡南越前町鯖波第16号4番地乙 齊藤 市左衛門ほか9名です。取得予定価格は2億4,641万1千円です。

以上、本臨時議会に提案いたしました5議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（秋田重敏君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、町長から提案理由の説明がありました議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例等の一部改正）及び議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（原子力発電施設等立地地域の指定による町

税の特例に関する条例の一部改正)並びに議案第47号 工事請負契約の締結についてから議案第49号 財産の取得についてまでの5議案を議題といたします。

質 疑

○議長(秋田重敏君) これより、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(南越前町税条例等の一部改正)及び議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正)に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(秋田重敏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

○議長(秋田重敏君) これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(秋田重敏君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

○議長(秋田重敏君) これより採決を行います。

議案第45号及び議案第46号につきましては、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長(秋田重敏君) 起立全員です。

よって、議案第45号及び議案第46号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、議案第47号 工事請負契約の締結について及び議案第48号 工事請負契約の締結についてに対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

○議長（秋田重敏君）これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

○議長（秋田重敏君）これより採決を行います。議案第47号及び議案第48号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。

よって、議案第47号及び議案第48号については、原案のとおり可決いたしました。

質 疑

○議長（秋田重敏君）次に、議案第49号 財産の取得についてに対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

○議長（秋田重敏君）これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（秋田重敏君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

○議長（秋田重敏君）これより採決を行います。議案第49号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（秋田重敏君）起立全員です。よって、議案第49号については、原案のとおり可決いたしました

閉 会

○議長（秋田重敏君）以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、議事進行にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者の大幅な増加に伴い、福井県独自の緊急事態宣言が発出されました。また、感染の拡大に伴い、死亡される方もでてきております。病床占有率も60%以上となっており、医療関係者に対する負担も大きくなってきている状況です。改めまして、亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、医療関係者の方々のご努力に対し感謝を申し上げたいと存じます。

施設入所者などに対する新型コロナワクチン接種が今月から始まっており、来月からは高齢者への接種も開始されます。迅速かつ適正なワクチン接種の推進により、早期に感染拡大が収束することを心より念願しております。

結びに、議員各位におかれましては、県独自の緊急事態宣言が発出されております。新しい生活様式の実践や県外への往来の自粛など、感染防止に努めていただきますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和3年4月南越前町議会臨時会を閉会します。

〔閉会 午後3時15分〕